

長栄長野東口ビル立体駐車場管理規程

第1章 総則

(駐車場の名称)

第1条 駐車場の名称は長栄長野東口ビル立体駐車場（以下「駐車場」という）とする。

(管理者)

第2条 駐車場の管理は下記の者（以下「管理者」という）が行う。

記

法人の所在地 長野市岡田町 178 番地 2

法 人 名 株式会社長栄

代表者名 代表取締役社長 吉江 宗雄

代表者住所 長野市平柴台 184 番地 1

(通則)

第3条 駐車場の業務運営に関する事項はこの規定による。

(規程の承認・遵守)

第4条 駐車場の利用者は、この管理規定を遵守しなければならない。

(営業時間)

第5条 駐車場の営業時間は0時から24時までとする。

ただし、時間貸の入出庫取扱時間は、午前9時から午後9時までとし、年末年始を除く。

(営業休止等)

第6条 管理者は次の場合には駐車場の全部または一部について営業休止、閉鎖、車路の通行止、駐車した自動車（駐車場法第2条第4号に定める自動車、以下「車両」という。）の退避等を行うことがある。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これに準ずる事故が発生もしくは発生するおそれがある場合。

(2) 工事、清掃、消毒を行うため必要がある場合。

(3) その他管理運営に支障をきたすと認められる場合。

(車両の制限)

第7条 次の自動車（駐車場法第2条第4号に定める自動車、以下「車両」という）以外は駐車できない。

駐車場に駐車することができる車両は、積載車または取付物を含めて、長さ5.30m、幅1.90m、高さ1.55m及び重量2.20tをこえないものに限る。

第2章 利用

(駐車場の出入庫等)

第8条 利用者は入庫するときは、次の要領で入庫したのち、係員より車両保管の証として、

駐車券の交付を受ける。

①立駐の前に停止する。

②係員の指示で、前進でゆっくり乗り込み、案内鏡を見ながら装置の中央に入れ、表示盤の停止ランプが点灯するまで前進する。

乗込表示盤の「前進」ランプが点灯のときはゆっくり前進する。

乗込表示盤の「後進」ランプが点灯のときは行き過ぎにつき後進する。

2. 利用者が出庫するときは、駐車場自動精算機において駐車券を返却し、所定の駐車料金を精算する。係員の指示で立駐内に入り、出庫する。

3. 定期契約者の入出庫については、暗証番号を通知したカードに記載の操作マニュアルに従って入出庫する。

(駐車位置の変更)

第9条 駐車場の管理上必要がある時は、駐車位置を変更させることがある。

(駐車場内の通行)

第10条 利用者は駐車場内の車両通行については、道路交通関係法令に定める令によりこれを行うほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 速度は毎時8kmをこえないこと。

(2) 追い越しをしないこと。

(3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先すること。

(4) 警笛はみだりに使用することなく静かに運転すること。

(5) 標識または係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第11条 前条の定めによるほか利用者及びその関係者は駐車場内において、次の事項を守らなければならない。

(1) 所定の位置以外での喫煙または火気を使用しないこと。

(2) 紙屑、ボロ切れ及び吸い殻等は各所定の容器に入れること。

(3) 機械装置・操作盤その他の機器類に許可なく手を触れたりしないこと。

(4) 駐車場内は宿泊、休憩など駐車以外の目的に使用しないこと。

(5) 駐車場内の施設、器物および他の車両等に損害を与え、またはその他の事故が発生したときは直ちに係員に届出ること。

(6) 駐車中に車両その他に事故が生じたと認められる場合は、必ず出庫前に係員に届出ること。

(7) 駐車中はエンジンを停止し、必ずサイドブレーキ等で完全に止めるとともに、車両を離れるときは窓を閉め、施錠すること。

(8) 貴重品等を車内に放置しないこと。

(9) 駐車場内において飲酒および喧騒にわたる行為をしないこと。

(10) 駐車場で営業行為、演説、宣伝、募金及び署名運動その他公安を害す行為をしないこと。

(11) 駐車場内では車両を洗浄しないこと。

(12) その他駐車場の運営および他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(駐車場拒否等)

第12条 管理者は、駐車場が満車であるとき駐車受付を停止するほか、次の場合には駐車を拒否し、または車両を退去させることがある。

(1) 駐車場の施設・器物・他の車両あるいはその積載物・取付物を滅失、毀損又は汚損するおそれがあるとき。

(2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載しているとき。

(3) 著しく騒音又は臭気を発するとき。

(4) 非衛生的なものを積載し、または液汁を漏出しているとき、もしくは積載物をこぼすおそれがあるとき。

(5) その他駐車場の管理運営上支障があると認められるとき。

(出庫拒否等)

第13条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

(1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返却しないとき。

(2) 利用者が出庫する場合において、所定額の現金、もしくは所要数の駐車サービス券を納付しないとき。

(3) この規定第14条の規定による措置を取るため必要があるとき。

(事故に対する措置)

第14条 管理者は、駐車場において事故が発生したまたはそのおそれがあるときは、速やかに必要な措置を取る。

第3章 駐車料金及びその算定等

(時間貸駐車料金等)

第15条 駐車料金は1車両につき、次の表のとおりとする。

時間区分	料金の額
普通時間 午前9時から午後9時まで	駐車時間毎1時間(1時間未満の端数は1時間に切り上げる)につき 金 300円
深夜時間 午後9時から午前9時まで	入出庫できなく 金 1,000円

2. 駐車料金を算出するための駐車時間(以下「駐車時間」という。)は、入庫のとき駐車券に打刻された時刻から出庫のとき同票に打刻した時刻までの時間とする。この場合駐車場内での修理、駐車位置の変更のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車料金とみなす。

3. 駐車時間が普通時間または深夜時間にまたがる場合は、それぞれの時間区分の単

位料金で計算した合計とする。

4. 駐車券を紛失した場合には、1件につき5,000円の駐車料金を収受する。

(定期駐車料金等)

第16条 定期駐車の利用者は、当社との間に別に定める定期駐車契約を締結するものとする。

2. 定期契約者に対しては、駐車する車室番号及び車室に対応した暗証番号を通知する。

3. 定期駐車料金は次の通りとする。

車両1台につき 1ヵ月 22,000円

ただし、上記料金は消費税等を含まないものとする。

月の途中における契約の時は、その月の駐車料金は日割り計算とし、月の途中における解約については、管理者は既納の駐車料金はこれを払戻しないものとする。

4. 定期駐車の利用者が登録車両を変更しようとする場合は、当社所定の登録変更届を事前に管理者に提出し、管理者の承認を得なければならない。

(回数駐車券)

第17条 回数駐車券(駐車サービス券)を次のとおり発行する。

種 類	券 数	金 額
回数駐車券	1時間券 55枚	15,000円
回数駐車券	1時間券 110枚	30,000円

なお、上記回数駐車券の料金は、消費税等を含みます。

(不正利用に対する割増金)

第18条 利用者が所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは、所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

(料金の払戻し等)

第19条 回数駐車券の料金及び定期駐車料金の払戻し、又は割戻しの請求には応じない。

2. 第6条の規程により営業休止をしたため、定期駐車利用者が駐車することができなかった場合においては、前項の規定にかかわらず定期駐車料金は、日割計算により払戻しを行うものとする。

(料金の改定)

第20条 駐車料金について公租公課の上昇、社会情勢の変動、近隣駐車料に比し妥当でないと認められるにいたったときは、管理者は、これを変更することができる。

第4章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第21条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから駐車券を回収するときまで、定期契約者については、操作盤を操作して入庫したときから、出庫時に同じく操作

盤を操作して出庫したときまで、車両の保管責任を負うものとする。

(利用者に対する損害の賠償)

第 22 条 管理者は、その責に帰すべき事由により車両を滅失し、毀損し又は汚損したときは当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する。

(車両の積載物に関する免責)

第 23 条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、一切賠償しない。

(車両又は利用者の損害に関する免責)

第 24 条 管理者は、次の事由その他管理者の責に帰すことのできない事由によって生じた車両また利用者の損害について賠償しない。

- (1) 天災地変、その他不可抗力による事故。
- (2) 当該車両その積載物もしくは取付物の瑕疵又は積載物もしくは取付物の性質による事故。
- (3) 管理者の責に帰すことができない事由によって生じた衝突・接触、その他駐車場内における事故。
- (4) この規程第 14 条の規定による措置。

(営業休止による免責)

第 25 条 管理者は、駐車場の全部又は一部について営業休止、駐車場の隔絶、事故の通行止、駐車車両の退避等を行ったときは利用者の損害について賠償しない。

(利用者に対する損害賠償の請求)

第 26 条 利用者及びその関係者は、故意または過失によりこの駐車場の諸設備および他の駐車中の車両等に損害を与えたときは、直ちにこの損害を管理者およびその被害者に賠償しなければならない。

第 5 章 雑則

(この規定に定めない事項)

第 27 条 この規定に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。

附則 この規程は、平成 12 年 12 月 27 日から実施する。

附則 平成 13 年 6 月 1 日 一部（営業時間）変更

附則 平成 16 年 6 月 30 日 管理者変更

附則 平成 17 年 10 月 11 日 管理者変更

附則 平成 18 年 6 月 27 日 管理者変更

附則 平成 20 年 6 月 26 日 管理者変更

附則 平成 24 年 6 月 25 日 管理者変更

附則 平成 27 年 6 月 22 日 管理者変更

附則 平成 30 年 6 月 25 日 管理者変更

附則 令和 3 年 6 月 25 日 管理者変更

西後町駐車場管理規程

第1章 総則

(駐車場の名称)

第5条 駐車場の名称は西後町駐車場（以下「駐車場」という）とする。

(管理者)

第6条 駐車場の管理は下記の者（以下「管理者」という）が行う。

記

法人の所在地 長野市岡田町 178 番地 2

法人名 株式会社長栄

代表者名 代表取締役社長 吉江 宗雄

代表者住所 長野市平柴台 184 番地 1

(通則)

第7条 駐車場の業務運営に関する事項はこの規定による。

(規程の承認・遵守)

第8条 駐車場の利用者は、この管理規定を遵守しなければならない。

(営業時間)

第5条 駐車場の営業時間は0時から24時までとする。

(営業休止等)

第12条 次の場合、駐車場の全部または一部について営業休止、閉鎖、車路の通行止、駐車した自動車の退避等を行うことがある。

- (4) 天災地変による災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これに準ずる事故が発生もしくは発生する恐れがある場合。
- (5) 工事、清掃又は消毒を行うため必要がある場合。
- (6) その他管理運営に支障をきたすと認められる場合。

(車両の制限)

第13条 次の自動車（駐車場法第2条第4号に定める自動車、以下「車両」という）以外は駐車できない。

- (1) 乗用車、ライトバン、小型トラックなどで次の規格（積載物および取付物を含む）以内のもの。

長さ	幅	高さ	重量
6メートル	2メートル	2.1メートル	4トン

第2章 利用

(駐車場の出入等)

第14条 利用者は入庫するとき、駐車場入口にて車両保管の証として、駐車券を駐車券発行機より抜き取り入庫する。ただし、定期契約者は所定の定期駐車券を駐車券発行機のカード挿入口に入れ入庫するものとする。

2. 利用者は、区画されたうち空いている駐車位置に駐車する。ただし、係員が指示したときはその指示する駐車位置に駐車する。
3. 出庫するときは、駐車場出口料金精算機において駐車券を返却し、所定の駐車料金を清算し出庫する。ただし、定期契約書は所定の定期駐車券を駐車券精算機のカード挿入口に入れた後出庫するものとする。

(駐車位置の変更)

第15条 駐車場の管理上必要がある場合、利用者は駐車位置の変更を求められても異議を申し立てないものとする。

(駐車場内の通行)

第16条 駐車場内の車両通行については、道路関係法令に準じ次の事項を守らなければならない。

- (6) 速度は毎時8キロメートル以下で徐行すること。
- (7) 追い越しをしないこと。
- (8) 駐車位置を離れる車両の通行を優先すること。
- (9) 警笛はみだりに使用せず静かに運転すること。
- (10) 標識、または係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第17条 利用者及びその関係者は前条の定めによるほか、駐車場内において次の事項を守らなければならない。

- (10) 駐車場内では喫煙しないこと、および火気を使用しないこと。
- (11) 駐車場内では吸殻その他ごみは捨てないこと。
- (12) 他の利用者の駐車位置・機械室・電気室・倉庫等にみだりに立ち入ったり、機械装置・操作盤その他の機器類に許可なく手を触れたりしないこと。
- (13) 駐車所内は宿泊、休憩など駐車以外の目的に使用しないこと。
- (14) 施設、器物およびほかの車両等に損害を与え、またはその他の事

故が発生したときは直ちに係員に届出ること。

- (15) 駐車中に車両その他に事故が生じたと認められる場合は、必ず出庫前に係員に届出ること。
- (16) 駐車中はエンジンを停止し、必ず再度ブレーキ等で完全に止めるとともに、車両を離れるときは窓を閉め、施錠すること。
- (17) 貴重品等を車内に放置しないこと。
- (18) 駐車場内において飲酒および喧騒にわたる行為をしないこと。
- (10) 駐車場内で営業行為、演説、宣伝、募金及び署名運動その他公安を害す行為をしないこと。
- (11) 駐車場内では車両を洗淨しないこと。
- (12) その他駐車場の運営およびほかの利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(駐車場拒否等)

第12条 管理者は駐車場が満車であるとき駐車受付を停止するほか、次の場合には駐車を拒否し、または車両を退避させることがある。

- (6) 駐車場の施設・器物・他の車両あるいはその積載物・取付物を滅失、既存又は汚損する恐れがあるとき。
- (7) 引火物、爆発物その他の危険物を積載しているとき。
- (8) 著しく騒音又は臭気を発するとき。
- (9) 非衛生的なものを積載し、または液汁を漏出しているとき、もしくは積載物をこぼす恐れがあるとき。
- (10) その他駐車場の管理運営上支障があると認められるとき。

(出庫拒否等)

第13条 次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (4) 利用者が正当な理由なく駐車券を返却しないとき。
- (5) 利用者が出庫の際、所定の料金を支払わないとき、または定期駐車券を提示しないとき。
- (6) 第14条の規定による措置を取るため必要があるとき。

(事故に対する措置)

第14条 管理者は駐車場において事故が発生し、またはそのおそれがあるときは、速やかに必要な措置を取る。

第3章 駐車料金及びその算定等

(時間極駐車料金等)

第15条 駐車料金は1車両につき、駐車時間1時間までごとに金100円(消費税等を含む)とする。

2. 駐車料金を算出するための駐車時間は、入庫の時駐車券に打刻された時刻から出庫するとき同券に打刻された時刻までの時間とし、1時間未満の端数は1時間に切り上げて計算する。
3. 駐車権を紛失した場合には、1件につき(1日単位)24時間駐車料金をいただきます。

(定期駐車料金等)

第16条 定期駐車の利用者は、管理者との間に別に定める定期駐車契約を締結するものとする。

2. 定期契約者に対しては定期駐車券を発行する。
3. 定期駐車料金は次の通りとする。

車両1台につき 1ヵ月 16,000円(一般) 15,000円(テナント2台まで)
13,000円(テナント3台以上)

ただし、上記料金は消費税等を含むものとする。

月の途中における契約の時は、その月の駐車料金は日割り計算とする。

4. 定期駐車券利用者が登録車両を変更しようとする場合は、あらかじめ管理者に届出るものとする。
5. 定期駐車券を紛失したり、破損、汚損等使用不能にした場合は、速やかに管理者に届出るものとする。定期駐車券を改めて発行するときは、手数料として券1枚につき3,000円(消費税等含む)をいただきます。

(回数駐車券)

第17条 来客駐車用として回数駐車券を発行することがある。

摘 用	料 金
1時間券 55枚綴り 1冊	金 5,000円

なお、上記回数駐車券の料金は、消費税等を含まないものとする。

(不正利用に対する割増金)

第18条 利用者が駐車料金を支払わないで出庫しようとした時は、所定の駐車料金のほかに、その倍額の割増金を徴収することがある。

2. 利用者が定期駐車券を不正手段をもって利用した場合は、当該駐車券を無効として

回収し、かつ所定の駐車料金のほかに、その倍額の割増金を徴収することがある。

(料金の払戻し等)

第 19 条 既納の定期駐車料金及び回数駐車券の料金は、原則として払戻しまたは割戻しの請求に応じない。

2. 第 6 条の規程により営業停止となったときは、前項の規定にかかわらず定期駐車料金は日割計算により払戻しを行うものとする。

(料金の改定)

第 20 条 駐車料金（時間極・定期駐車）は、経済情勢の変動、公租公課の上昇、近隣駐車料に比し妥当でないと認められるにいたったときは、管理者はこれを変更することができる。

第 4 章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第 21 条 管理者は、利用者が駐車券を抜き取ったときから駐車券を返戻した時まで、定期契約者については、入庫に際し所定の定期駐車券を挿入したときから、出庫時に同じく定期駐車券を挿入したときまで、車両の保管責任を負うものとする。

(利用者に対する損害の賠償)

第 22 条 管理者は、この駐車場に駐車中の車両保管にあたり、その責に帰すべき事由により車両を滅失し、毀損し又は汚損したときは当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する。

(車両の積載物に関する免責)

第 23 条 管理者は、駐車場に駐車する車両内に残置された貴重品、その他積載物に関する損害については、一切損害を賠償しない。

(車両又は利用者の損害に関する免責)

第 24 条 管理者は、次の事由、その他管理者の席に帰すことのできない事由によって生じた車両また利用者の損害について賠償しない。

(5) 天災地変、その他不可抗力による事故。

(6) 車両とその積載物もしくは取り付け物の瑕疵・その性質による事故。

(7) 管理者の責に帰すことができない事由によって生じた駐車場内における衝突・接触、盗難、車両のいたづら、その他の事故。

(8) この規程第 14 条による措置。

(営業休止による免責)

第 25 条 第 6 条の規定により営業休止、閉鎖、車両の通行止め、駐車車両の退避等を行ったときは、利用者の損害について賠償しないものとする。

(利用者に対する損害賠償の請求)

第 26 条 駐車場利用者及びその関係者は、故意または過失によりこの駐車場の諸設備および他の駐車中の車両等に損害を与えたときは、直ちにこの損害を管理者およびその被害者に賠償しなければならない。

(駐車時間の制限)

第 27 条 時間極駐車利用者は、管理者が特に必要と認めた場合のほかは、同一車両を引き続き 3 日間を越えて駐車させてはならない。3 日間を越えた場合、管理者は駐車位置の変更及び所有者への引渡し等必要な措置を講ずるものとする。

第 5 章 雑則

(規程の変更)

第 28 条 この規程の各条項その他の条件は、社会情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとする。

(この規程に定めのない事項)

第 29 条 この規程に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。

附則 この規程は、平成 4 年 5 月 1 日から実施する。

附則 平成 5 年 6 月 30 日 管理者変更

附則 平成 8 年 6 月 28 日 管理者変更

附則 平成 12 年 6 月 30 日 管理者変更

附則 平成 16 年 6 月 30 日 管理者変更

附則 平成 26 年 1 月 1 日 料金変更

附則 平成 30 年 6 月 25 日 管理者変更

附則 令和 2 年 1 月 28 日 一部（規程の変更）追加

附則 令和 3 年 6 月 25 日 管理者変更